

		記録(書記)	吉田	
部 会 名	全体会	回 数	3	
日 時	令和4年11月16日(水)	13時32分	～	15時47分
会 場	中野区役所9階第11・12会議室			
参 加 者	出席：中村、上西、宮澤、大村、二宮、長橋、鈴木(祐)、石田、鈴木(久)、関口、安西、高橋、池田、山下、村上、鈴木(裕)、古川中野区児童相談所長 欠席：秋元、市野、大坂、遠藤、小川、近藤、松田 事務局：河村、大場、国分、大島、金井、梅田			
配 付 資 料	(資料1) 医療的ケア児等の協議の場の設置について (資料2) 相談支援機関会議資料 (資料3) 相談支援部会資料 (資料4) 地域生活支援部会資料 (資料5) 就労支援部会資料 (資料6) 障害者差別解消部会資料 (資料7) 施設系事業者連絡会資料			
内 容				
<p>【中村会長 あいさつ】</p> <p>前回、障害者権利条約の初回の審査が行われたことについて報告させていただいた。その後、日本障害者協議会や日本障害フォーラムなどで学習会を続けており、総括所見に対する理解を深めるための活動が続いている。</p> <p>昨日、チラシでもご案内させていただいた、障害ある人たちの就労を支援しているワーカビリティ・ジャパンが主催し『改めて考える！シェルタードワークショップの役割と展望』をテーマに国際オンラインセミナーを開催した。</p> <p>第27条の労働雇用分野では、総括所見と併せて一般意見第8号というガイドラインが権利委員会から示されている。いわゆるシェルタードワークショップ、作業所についての分離政策に対してかなり厳しい意見があり、廃止の勧告がされており、そのことに対して改めて作業所、シェルタードワークショップの価値や検討について海外の情報も入れながら意見交換を行った。フランスとドイツは比較的日本と近い考え方を持っており、権利条約で示されている一般労働市場に開放すべきということは労働分野だけではなく、教育や入所施設についてもこのような分離政策はやめていくべきで、一般の社会のなかで解放されていくべきだというのが条約の基本的な考え方となっている。ただ、現実問題、労働社会や教育環境などが本当にインクルーシブな社会として成熟しているのかということについて、それぞれの国が疑問を持っている。私も日本の立場からパネラーとして発言させていただいたが、考え方や理念は十分理解できるが、やはり現実をしっかりと見ることが重要であって、社会が成熟していけば自然となくなる話ではないかという意見を出させていただいた。</p> <p>また、先週土曜日に中野 zero ホールで開催された、中野地域包括ケアシンポジウムに自立支援協議会の代表として参加した。これはオールなかのでの地域包括ケアをどのように推進していくかというシンポジウムだった。基本的にはSDGsと同じように「誰も取り残さない」、中野区がオールなかのとして取り組んでいこうというシンポジウムだった。よくよく聞いていくと、制度として障害分野は自立支援法から総合支援法に変わり制度のなかで支援をしているが、どうしても、制度のはざままで支援を受けることができない人たちがなかにはおり、そこにメスを入れてどのように支援をしていくかといった、事例の発表があった。オールなかのでの地域包括ケアのなかに障害分野もしっかり参画していき取り残されないようにしなかなければいけないとあらためて思った。そういった意味では、障害者権</p>				

(様式1)

利条約も追い風になると思う。障害のある人たちがほかの人たちと同じように権利を享受できるということで、そういった追い風を我々もしっかり把握しながら活動につなげていくことが改めて大事だと感じた。

(1) 区からの報告

①中野区児童虐待防止マニュアルの改定等について

(古川 中野区児童相談所長)

中野区児童相談所が4月に開設したので、それに伴い同時に改定した児童虐待防止マニュアル([62103_NakanoManual_Fe22_01_Pri \(tokyo-nakano.lg.jp\)](https://www.tokyo-nakano.lg.jp/62103_NakanoManual_Fe22_01_Pri))について説明させていただく。虐待防止マニュアルのほかに「みらいステップなかの」と「中野区児童相談所」の2種類のリーフレットも用意したので、合わせて説明していく。

まず、虐待防止マニュアルの1ページの下に「子ども・家庭を支えるしくみ 概念図」がある。子どもや家庭を支えるためには地域の関係機関の協力なしにはこの仕組みを構築することはできないと考えている。子ども虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発予防といった取り組みにおいては、相談機関とより日々の暮らしに近い関係機関が手を携えて進めていくことが重要だと考えている。

中野区では児童相談所を含む、子ども若者支援センターと地域の保健福祉の総合窓口である4か所のすこやか福祉センター、そして、地域の関係機関の皆さんとその役割を担っていければと考えている。

「みらいステップなかの」のリーフレットをご覧いただきたい。こちらは、昨年11月に開設した施設で、中野東中学校との合築となっている。「みらいステップなかの」ではどこに相談してよいかわからない方などに対応する総合相談やこのあと説明する児童相談所、そして若者相談や、就学相談、教育相談といった教育センターも入っている複合施設になっている。このような機能が今年の4月から本格的に活動しているというところを理解していただければと思う。

もう1枚のリーフレット「中野区児童相談所」の表面下側に、「児童相談所ってどんなところ？」ということで簡単に記載している。区の児童相談所は「家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支える」という児童相談所のすすめ方の基本といったところを記載している。一般的に児童相談所というと、一時保護や措置といった権限を有しており、介入といった少しネガティブなイメージを持たれがちだと思うが、区の児童相談所はあくまでも子どもと家庭から、家庭でどんなことが起きているのか教えてもらい、子どもにとってどんなことがあるとよいのか一緒に考えることから始めていきたいと考えている。

開いて見ていただくと「子どもの様子」の下に療育手帳、東京では愛の手帳と呼ばれる手帳の判定についても記載している。この3月までは、中野区では東京都杉並児童相談所が愛の手帳の判定をしていたが、4月以降は中野区児童相談所が判定を行っている。昨年度は、判定について予約が3カ月先になっている状況だったが、現在は、翌月には判定が行えるように事務をすすめている。

児童相談所の開設以来、毎月、100～120件ほどの相談があるが、その内の6～7割ぐらいが虐待相談となっている。こういった、児童虐待に対応するためには児童相談所だけの対応だけでは、なかなか、お子さんの生活を支援していくことが厳しいと考えてい

る。今回、中野児童虐待防止マニュアル「つなげよう子どもを守るみんなの手」を改定した。この中には、区が児童相談所を設置したことにあわせて、虐待の定義、未然防止の知識、早期発見、対応の仕方、通告受付後の対応について改めて整理した。

そのなかで特に共有しておきたいポイントについて説明させていただく。

5ページの「子ども虐待とは」には、冒頭に、「子どもの虐待は子どもの人権を著しく侵害して心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことが指摘されている。子ども虐待の対応に際しては常にこうした認識に立つことが求められている。」と記載した。

7ページ右上、「脳への影響」には、「脳科学者の近年の研究により、虐待が脳に与える影響が明らかになっています。」「厳しい体罰を受けた人は、理性をつかさどる脳の前頭前野の一部が委縮」「激しいけんかを頻繁に目の当たりにしてきた人は視覚的な記憶力や学習能力に関係する視覚野という部位が委縮いたことがわかっています。」と記載した。こういったところも十分に踏まえながら対応していく必要があると考えている。

9ページの「虐待につながる恐れのある要因」について、こちらは、「保護者自身のこと」、「養育の環境」、「子どものこと」と3つ例示しているが、こういった要因を抱えているからと言って必ずしもすべてが虐待につながるわけではなく、家族の強みを見つけてはげましたり、思いに寄り添ったり、保護者との信頼関係を作り適切な対応やサービスにつなげるなど、予防的にかかわることが重要だと考えている。また、子どもや家族が持っている強いストレスによる影響から回復できる力を、支える視点を手放さずにかかわることも大事だと考えている。

13ページには「体罰によらない子育て」について記載している。2019年6月の法改正により、子供への体罰の禁止が規定された。体罰は良くないとわかっても様々な理由によってそれが難しいと感じる場合もある。一方で、安心感や信頼感、それから暖かな関係が心地よいのは子どもも大人も同じで、子どもへのかかわり方の一例や保護者自身のクールダウンのポイントなどを記載しているので、保護者への声かけの際の参考にしていただければと思う。

16ページ「子ども虐待の早期発見と対応」についてでは、虐待につながる可能性のある子ども、保護者の具体的な様子について記載している。特にリスクが高く緊急支援が必要なものについては赤字で記載しているので、こちらも参考にさせていただきたい。

19ページの下段「安全のサインも大切です」では、子どもや家庭がすでにできていること「安全のサイン」を励まし、そうした行動が増えていくように支えることも虐待の未然防止につながると考えている。児童相談所が通告を受けた際にも、「安全のサイン」を確認し、子どもの安全づくりの原動力としている。地域の中で子ども・家庭の日常生活に近い立場にある関係機関であるからこそ気づくサインがあれば、それらを共有できればと考えている。

20ページでは、「虐待が疑われた時の対応」について記載している。児童虐待または虐待かどうかわからないが疑われる状態だと思われる場合は、子どもの安全を確保するとともに、児童相談所への連絡をお願いしたい。保護者への伝え方について留意すべき点についても併せて記載している。関係機関には法的な通告義務があることを真摯に保護者に伝え、その後の子供の安全を確認する役割は児童相談所に任せいただければと思う。関係機関ができるだけこれまでどおり、子どもと家族を支える環境を維持できるよう我々児童相談所も一緒に考えていければと考えている。

最後に22ページでは「性的虐待が疑われた場合」について記載している。性的虐待は最も発見しにくい子どもの虐待の一つであり、多くの事案は発見されずに進行、悪化の傾向をたどり被害児童に生涯にわたる深刻なダメージを与える虐待で、家庭内で性的な虐待を受けたことが疑われた際は、速やかに児童相談所にご連絡いただきたい。詳しい被害の

(様式1)

内容を確認する必要はなく、性的虐待に関する対応は直ちに一時保護の判断を要するために、児童相談所が直接行うことを基本としている。

今月は児童虐待防止月間ということで、全国的に児童虐待防止の取組をすすめており、本日、夕方に中野駅北口でキャンペーンとして啓発活動を予定している。また、先月と今月は東京都が里親の月間として定めており、中野区でも路線バスや最寄りの駅に「里親になりませんか」というポスターを掲示し、里親が増えるような取り組みも児童相談所では積極的に取組んでいる。今後とも、中野区の子どもと家庭を支えていくために皆様にもご理解とご協力をいただきたい。

(中村会長)

とても大切な取り組みだと思う。本来、子どもを守る立場の親からの虐待が非常に多いということで、悲しい話を聞いたと思う。子ども自身が虐待を受けていることを訴えることは難しいと思うので、区民一人一人がそういったことを発見した時や疑いを持った時に、きちんと通報できる仕組みをどう作っていくかということだと思う。やはり、どのように区民一人一人に届くような広報をしていくことが重要な取り組みだと思う。冒頭にお話しした地域包括ケアシステムのなかでとても良い内容の発表だったが、参加者が非常に少なくとても残念だと感じた。もっと多くの人が集まるような仕掛けを作り、そのなかでこういった取り組みをつなげていき、今のような話を区民一人一人に届けられるようになるのだいぶん変わっていくのではないかと感じている。

(宮澤委員)

これらの冊子類は配布されているか教えていただきたい。

(古川所長)

春に関係機関に向けて配布している。また、区のホームページにも掲載している。マニュアルはどちらかというに関係機関向けの対応マニュアルとして作っている。いま、一番多いのは、子どもの目の前で親が激しい喧嘩をし、それを子どもが見ることによって精神的なダメージを受ける心理的虐待、面前DVがとても多い事案になっている。それに対応するリーフレットはホームページには掲載しているが、それを区民の方に見てもらうための取組は我々行政の課題だと感じている。

(宮澤委員)

小学校の保護者向けに簡易版のマニュアルやリーフレット等、過去に配布したことはあるか伺いたい。

(古川所長)

以前、小学校5年生に向けて、「心配なこと、悩んでいることがあればここに電話して」というカードを配布したことがあるが、親向けに配布したことはない。

(鈴木(久)委員)

療育センターアポロ園には発達に課題があるお子さんが来ているので、虐待リスクがある家庭もある。児童相談所に通報し、対応してもらい終了するケースもあるが、終了した後もその家庭に対してのフォローが関係機関だけではなく、児童相談所にも加わってもらえるような仕組みができると、我々としても心強い。ケースが多くて大変だと思うが、終了後も定期的な問い合わせなど重要だと感じているので、検討していただきたい。

(古川所長)

(様式1)

児童相談所の関りとして、虐待でいうとまず、連絡があり、改善するまでは一通りの対応をし、子どもの安全を確認している。ただ、虐待の状態が終わってもその家庭に養育の支援や発達の支援など、継続的な関りが必要だと判断した場合は、児童相談所が継続して支援する場合もある。また、中野区では地域にある「すこやか福祉センター」が発達支援ということで色濃くかかわっているところもあり、引継ぎをしながら支援の継続を行っていくこともある。児童相談所として終結する場合もあれば、主訴を変更して継続支援をしていく場合もある。一つの課題が解決したら一度終了し、関係機関に見守ってもらいながら、新たな課題が発生した場合は新たに相談していただき対応するという進め方をしているので、その点をご理解いただければと思う。

②医療的ケア児等の協議の場の設置等について（資料1）

（大場課長）

こちらの内容は第1回の全体会の際にも触れている内容となる。今回の資料は令和4年10月7日の中野区議会第3回定例会厚生委員会において報告した資料となる。

<資料1説明>

（中村会長）

これから設置される協議会で、今月から来月に向けて構成委員等についても調整をして、年明けからスタートということよろしいか。

（大場課長）

協議会については来年度、4月以降の開始となる。医療的ケア児のコーディネーター等の情報連絡会は今年度、1回開催を予定している。

（山下委員）

中野区（重症心身障害児（者）を）守る会のメンバーのほぼ全員が医療的ケアを必要とする児者の親で、今後非常に期待している。資料のなかで対象者について示されており、児から者への切れ目のない支援という流れについてありがたく受け止めているが、者については障害者支援ということで手厚い支援を受けており、様々な支援を受けることができている。それでも、者にとってはショートステイをはじめとして医療的ケアがあるゆえに利用できないサービスがまだあることも事実である。年齢で区切るのではなく、児者への支援の協議の場としていただければと思う。

（大場課長）

この協議会は他区でも行っており、対象をどのようにするかということで他区にアンケートを行った。13区が対象者を児童としており、昨年度、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したということもあり18歳未満のお子さんを対象としているところが多くある。その他の区でも成人を対象とした会議体としているが、実際に何歳までを対象としているのかということまではアンケートの項目に含んでいなかったので把握できていない。しかし、どの自治体も就学から就労期にかかる支援はかなり大切だということや、医療的ケア児の支援法や指針でも、その部分を継続的に行っていく必要があると言っている。者の対応をどのようにするのか、協議の場をどのようにしていくのかということが課題だと感じている。今回、中野区では医療的ケア児ということですがすすめているが、自立支援協議会をはじめ様々な場で者への支援について協議できるかということについて引き続き検討していきたい。

(様式1)

(大村委員)

山下委員が言われたように18歳未満とは限らず、コロナ禍のなかで18歳を過ぎた成人、高等部を終わった子供たちの通所も今は困難な状況となっている。やはり、者も含めたかたちで協議をしていただくように大いに期待しているので、ぜひ、検討していただけるようお願いしたい。

(中村会長)

おそらく、成人の医療的ケアについてはニーズがあっても十分に応えられていないということだと思う。医療的ケア児の協議会ではあるが、同じ組織体で検討してくのか、あるいは成人向けのケア対策を別に行うのか両面から検討していただきたい。

(2) 自立支援協議会全体会のあり方について

(中村会長)

前回、相談支援部会からの報告の際に様々な部会から報告があるが、具体的な課題についてなかなか解決できず、情報共有と報告に終わってしまっているのではないかとということで、全体会で協議するのか部会におとしていくのか、何かしら結果につながるような取り組みにできないかという話があったと思う。

この意見に対して皆さんの意見を伺いたいと思う。報告に対してどのような課題があるかということ認識はできるが、そのことに対して、どこがどのように解決してくのか、支援の充実につなげていくのかということまで踏み込めていないという実感は、私自身も感じている。

委員の皆さんも日々の業務を行いながら、自立支援協議会の委員に取り組んでいる中で具体的な課題を解決していくということまで、力が及ばないというのが実感だと思う。すべての課題を全体会で把握して解決していくことはできないと思うので、たとえば、報告や課題について事務局で重要な案件を絞り込んで全体会に提案してもらうということですすめていければと考えている。

制度や予算の限界はあると思うが、今よりは解決に向けて具体的な取り組みにつながっていくと思うので、意見等なければ、いったん、そのように進めることとしたい。

(3) 相談支援機関会議報告(資料2)

(篠原係長)

8月31日に開催された第95回は報告件数、事例件数ともに11件。9月28日に開催された第96回は報告件数34件、重複する部分もあるのでケースとしては27件だった。

<資料2説明>

(関口委員)

地域移行のマンパワー不足はその通りだと思う。今、死亡退院、亡くなって退院になる方が地域移行で退院する方よりも多い状況になっている。これは何とかしないといけない問題だと思うが、中野区として具体的に何か対策しているのか伺いたい。

(河村課長)

給付事業では「せせらぎ」で地域移行支援に取り組んでいる。数年前からプレ事業として病院訪問等丁寧に行っていくということで事業を立ち上げている。ただ、新型コロナウイルスの影響で病院訪問がなかなかできないこともあり、進めにくい状況となっている。

(中村会長)

(様式1)

コロナの影響がいろいろなところに現れていると思う。直接支援する人が感染すると代わりの人がいるわけではないし、支援を受ける人が感染した際に家庭内でどのようなになっているのか確認しにくい状況になるなど、様々な影響があると思う。制度によって使うことができない場合もあるなど難しいので、一つ一つが全体会で取り組んでいかなければならないなと感じている。

(大村委員)

中野特別支援学校にスクールバス以外にも、事業者の送迎車が多く来ている。近隣からの苦情もあり道路に駐車できないため、スクールバスの駐車場に止めているが多い時は20台近く止まっている。学校の職員がそれぞれ対応しているが、バスなどにまとめて送迎する方法等、何か考えてもらう必要があるのではないかなと思う。

(長橋委員)

放課後等デイサービスの送迎車の件だと思うが、スクールバスが出た後にスクールバス以外で下校するお子さんもたくさんいるので、事業者にはスクールバスが出るまで方南通りで待ってもらい、出た後に学校内に誘導するようにしている。中野区は事業所の数が多いので、1台のバスで複数の事業所に送っていくのは難しい状況になっている。学校によっては、コインパーキングを利用してもらうように促しそこまで学校から歩いて移動するよう対応している場合もあるが、学校の近くにコインパーキングがないため安全面の確保等を考えると、敷地内に車を誘導する必要がある。

(宮澤委員)

中野特別支援学校は中野区以外にも杉並、新宿、渋谷の4つの区がかかっているので、1台の大きいバスで送迎することはできないと思う。小学部や中学部しかない学校の場合、送迎車ももっとたくさん来ているところもある。中野特別支援学校は移転する予定だが、移転先はさらに道路が狭く大きなスクールバスは使うことができないと聞いているので、うまくまとめるように区や学校などで連携を進めてもらえればと思う。

(長橋委員)

移転先では朝、送迎に来たバスが帰る時間まで学校の敷地内に駐車してもらうことを検討している。また、学校では年に2回、放課後等デイサービスの事業者と連絡会を開催し、今後の見通しも含めて、課題の整理しながら事業所にも連絡している。一番、ネックになる送迎のところは、基本、近所のコインパーキングを利用しながら学校の周りを通らないで済むような対策を事業所と相談しながら進めている。

(4) 相談支援部会報告(資料3)

(安西委員)

9月21日と10月19日にそれぞれ部会を開催し、10月19日は第1回の事例検討会を実施した。

<資料3説明>

9月の部会では児童相談支援ワーキンググループの報告があり、そのなかで区内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービスなど25か所ほどにアンケート調査を実施し、現在報告書を作成しているとのことだった。利用状況や児童相談支援の現状、課題、解決など調査した。また、今後は3カ月に1回程度の活動とする予定となっている。

(様式1)

10月の事例検討会では、①「通所併設型相談支援事業所が抱える課題」と、②「医療ケア児の現状と課題（一事例からの考察）」について意見交換を行った。

①の意見として通所併設型の相談支援事業所では、相談支援専門員だけではなく支援員としてのかかわりも求められることや、通所併設型支援事業所で長い間関わってきた人に居宅サービスが入り、計画相談が入り相談支援事業がかかわることによって支援が途切れてしまう可能性があることに不安を感じるといった意見や、通所支援事業所の相談員からすこやかにグループホームを探してほしいといった依頼されたという意見。それぞれの役割分担や連携が取れていないところに課題があるのではないかという意見があった。日中の支援を行いながら計画相談を担うことにはかなり困難があると感じることと、通所支援事業所が計画相談事業所を持つには限界があるといった意見もあった。

②では、母親が仕事をしていないと24時間1対1で見ることになるため、本人が色々な人たちとかかわってほしいという母親の望む姿と、仕事を辞めて本人と向き合うというアンバランスさが母親の精神面によくないのではないかと。重度の児童を抱える保護者ほど外に出るべきだといった意見や、医療的ケア児の状態が重い方だと受けってくれる放課後等デイサービスが少ないといった意見があった。

その後アンケートを行い、集計したものを記載している。最後に、困りごと等についての回答が課題になると感じている。

(関口委員)

計画相談をたてる時、たとえば精神科病院で退院を予定している人がいる場合、病院のワーカーが、グループホームの体験利用の申し込みまでは行い、その後の相談支援等について引き継ぐことがあるが、グループホームによっては支給決定がなければ行わないという施設もある。ただ、体験利用をしてグループホーム側から断られた場合、速やかに地域移行できるような態勢になっていないと、相談支援事業所はただ働きすることになってしまうと思うが、その部分はどのようになっているのか伺いたい。

(河村課長)

体験利用の支給決定が必要な場合は、グループホームの本支給の前に体験利用の支給決定を行っている。その際に、相談支援事業所がかかわっているかということ、なかなか、そこまでお願いすることが難しいことが多く、現状としてはセルフプランで利用していることもあると思う。いずれにしても、状況に応じて個別の対応をしていくことになる。

(上西委員)

あいにくでは当初、通所している人の計画相談をおこなっており、100件以上のケースを非常勤職員が行っていたが、居宅が加わるなどケースが複雑になっているので、現在は常勤が2人で行っているが、事業所としての採算は取れていない。昔からの人間関係のなかで親の状況や本人の意向を踏まえながら計画をつくっているが、本来であれば、居宅が加わればすこやかに担当が代わればよいが、それまでの関係なども考えて、引き続き行っている部分がある。利用者さん一人の人生を設計していくにあたって、もう一人、別の相談支援事業所の方が関わってもらえるのが理想だと思う。国が求めている計画相談の理想と、実際に行われている現実とは大きく乖離していると感じている。相談支援専門員の実習をうけて職員もステップアップしているが、相談支援専門が行うことが大きく求められており、それに沿って実情を併せようと思うと、皆さんが困っているというのが実際だと思う。

(様式1)

(中村会長)

実際に相談を受けるということはその人の人生に寄り添うということになるので、高度なスキルを持った相談員を確保しなければ、しっかりと相談に corres 応することができないので、そのためには人材や経費の確保が必要になるので、切実な意見だったと思う。

例えば東京都の単独事業のように、中野区で制度に該当しない部分について予算確保など、難しいとは思いますが少し検討してもらえないものかと思う。

(5) 地域生活支援部会 (資料4)

(関口委員)

10月13日に部会を開催した。内容は資料4を確認していただければと思う。当日は、本日配布している「居住支援セミナー」の開催について決定したことと、成年後見制度の勉強会を開催した。

文言の訂正として、20ページの下から3行目「外交」を「代行」に、下から2行目の「資本」を「司法」に、21ページの上から3行目「包囲」を「行為」に訂正をお願いしたい。

今、精神保健福祉法を含む障害者関連法案(障害者総合支援法・精神保健福祉法・障害者雇用促進法・難病法・児童福祉法)が束ねられて国会で審議されている。先週の金曜日に傍聴に行き、本日、参考人質疑が行われ、難病の人が1人と精神の人が3人の合計4人出席している。

(中村会長)

今回の国会での審議はかなり乱暴な印象を受ける。日本の初回審査があり、総括所見が出た直後に審議の時間をあまりとらずに、ひとくくりに進めるのは非常に乱暴な進め方だと、関係者からは意見等が出されているようだが、しっかりと審議してゆく必要があると感じている。

我々はグローバルスタンダードとして国際基準の権利条約を追い風にして、障害のある人たちの暮らしを良くしていくという役割を持っていると思う。

(6) 就労支援部会 (資料5)

(鈴木(裕)委員)

9月20日と10月18日の2回、部会を開催した。

<資料5説明>

11月14日に初めて就労相談会を中野区役所の1階で開催した。日々、支援者同士で困りごとや制度の課題等について話し合っているが、実際に当事者の皆さんがどのようなことに困っていて、相談会を開催した際にどのような相談があるのか、ニーズの掘り起こし等も含めて開催した。こちらについては、次回の会議で報告させていただく。

12月は部会の開催は予定していないが、12月13日に区役所の1階特別集会室を利用して何か、勉強会や自主生産品の販売会などのイベントを行いたいという意見があり、今週、開催した部会で勉強会、もしくは意見交換会を行うということになった。コロナ禍の影響で、各事業所の自主生産品を販売する機会が減ってしまい、工賃などにも影響しており、大きな課題だと感じている。先日開催された東北応援祭りにいくつかの事業所が参加したが、今後もそのような機会が増えていけばよいと考えている。

(様式1)

明治大学での「Diversity Festa 2022」の準備なども含めて、就労支援部会として啓発活動が多いと感じている。部会員の皆さんと検討をすすめる中で、「だれに、何を、どのような方法」で伝えていくのかということもいつも考えさせられている。また、啓発を行うなかから課題が見えてくることもあり、更に、課題の掘り起こしを進めていきたいと思っている。

また、部会員の中に当事者の方がいないこともあり、そのようなことについても検討していきたいという話があった。

(7) 障害者差別解消部会報告(資料6)

(高橋委員)

2点ほど報告したい。1つは、先ほど鈴木委員からもお話があった、明治大学で11月13日に開催された「Diversity Festa 2022」に差別解消部会として参加した。内容としては、ヘルプマークなど6種類のマークをナカノさんに紹介してもらったことでポスターを作成して展示した。「誰もが安心して出かけられる中野の街を」といったキャッチコピーを掲げたが、これには、深い意味が感じられ、自由にいつでもどこでも、どこへでもひとりで行ける、気ままに行けるといような社会では全くないなと感じている。そのような社会になればよいなという思いで、学生さんたちにはポスターに掲げられたマークを街で発見してくださいね、という感じで呼びかけるようなポスターを掲示した。

2つ目は、部会に交通事業者や商店の方たちなどに参加してほしいということで、まずはJR中野駅の駅長をお願いしに行った。今後、事業者さん達を巻き込みながら、我々が何か物申すようなことではなく、立て起こすような会話をしたいということを目指している。

(中村会長)

いろいろな要求に発展した場合に対応できないという懸念があったのだと思う。誰もが住みやすい街づくりのため、ダイバーシティの街づくりのためにアイデアを貸してほしいようなことであれば、参加してもらえらるかもしれないし、誘い方はあるのかなと思う。

(8) 施設系事業者連絡会報告(資料7)

(村上委員)

10月20日に開催した。コロナの第7波に関する情報共有を行った。参加した事業所ではクラスターはなかったが、課題として一人暮らしをしている利用者さんの安否確認などが挙げられた。

また、施設間交流研修を3年ぶりに実施している。また、虐待防止研修が義務化されたことに伴い、来年2月にアンガーマネージメント研修の実施を予定している。

(関口委員)

中野区の基幹相談支援センターとすこやかとの機能の違いなどを教えていただきたい。

(河村課長)

基幹相談支援センターの機能は、障害福祉課の主に障害者相談支援係がこれまで担ってきた。元々、障害福祉課は福祉事務所の機能として身体と知的の福祉司がいるところで業務を行っていた上に、基幹相談支援センターの機能も持つようになっていたので、今年度、途中から組織改正をし、基幹相談支援係を新たに設置した。人員は今のところ増えていないので、今後、増やしていきたいと考えている。すこやかの相談支援事業所の皆さん

(様式1)

とは、毎月、事業所連絡会を行っており支援係を始め、他の係も参加して情報共有をしながら相談支援を整備している状況となっている。

(9) その他報告・提案事項

(関口委員)

12月16日に障害のある方の住まいを考える、居住支援セミナーを開催するのでご参加いただきたい。

(事務局)

障害者差別解消の理解啓発のための講演会を毎年1回開催している。今年度は、差別解消が昨年改正され、民間事業者の合理的配慮が今まで努力義務だったものが義務化されたので、主に民間事業者の方に知っていただくために講演会を企画した。産業振興課とも連携し経済団体等への周知は依頼しているが、どれくらい参加してもらえるかわからないが、チラシを配布することで合理的配慮が必要になるということを知ってもらえればと考えている。12月7日午前中に産業振興センターで開催を予定しているので、全体会や各部会の委員の皆さんにもぜひご参加いただければと思う。

(事務局)

来年1月31日(火)14時から中野区産業振興センターで、4部会合同セミナーとして、ダイバーシティをテーマとした講演会を実施する。内容は高橋委員から説明する。

(高橋委員)

今回講演をしていただく横田先生は、4月に施行された「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例※」を中心になって作られた方で、条例作成の経緯やこれからどのように活動していくのかといったことを区民の皆さんに理解してもらいたいということで、前半1時間くらいで経緯等の説明をし、その後、グループワークをし、皆さんにどのように活動していくかを考えてもらい、最後にそれを共有するといった内容を予定している。時間は2時間30分程度を予定しているので、皆さんにもぜひ、参加していただきたい。

※中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d032332.html>

(事務局)

今後の予定として、12月20日号の区報に掲載を予定している。こちらも申込制にする予定で、12月21日から1か月間ほどの申込期間を設ける予定をしている。

(中村会長)

以上をもって、第8期第3回中野区障害者自立支援協議会全体会を閉会する。

(15:47終了)

備	考	次回日程：令和5年1月18日(水)13:30～ 場所：中野区役所9階 第11・12会議室
---	---	---